



宮 崎 県 公 報

平成24年12月3日（月曜日）第 2443 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務課）	1
○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）	3
告 示	
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課）	9
○道路の供用の開始（2件）……………（ ” ）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）	10
訓 令	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（行政経営課）	10
公 告	
○保安林の皆伐面積の限度……………（自然環境課）	11

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（3件）……………（商業支援課）	11
○土地改良区の役員の就退任の届出（4件）……………（農村整備課）	12
○共同施行営土地改良事業の工事完了の届出……………（ ” ）	13
○基本測量の実施の通知……………（管理課）	13
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	13
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	14
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	14
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	14
正 誤	
○平成24年4月5日付け県公報（第2376号）中……………	14

規 則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年12月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第44号

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
（保有個人情報開示請求書） 第3条 [略] 2 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）・（2） [略] （3） [略] 様式第2号（第3条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1 [略]</td></tr> <tr><td>2 [略]</td></tr> </table> [略] 3・4 [略]	1 [略]	2 [略]	（保有個人情報開示請求書） 第3条 [略] 2 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）・（2） [略] （3） <u>郵送による交付の希望及び郵送方法</u> （4） [略] 様式第2号（第3条関係） [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1 [略]</td></tr> <tr><td>2 [略]</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">3 <u>郵送による</u></td> <td style="width: 20%;"><u>郵送による交付の種</u></td> <td style="width: 50%;">1 有 2 無</td> </tr> <tr> <td><u>交付の希望及び郵送方法</u></td> <td><u>郵送方法</u></td> <td>1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取（特例型） ）</td> </tr> </table> [略] 4・5 [略]	1 [略]	2 [略]	3 <u>郵送による</u>	<u>郵送による交付の種</u>	1 有 2 無	<u>交付の希望及び郵送方法</u>	<u>郵送方法</u>	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取（特例型） ）
1 [略]											
2 [略]											
1 [略]											
2 [略]											
3 <u>郵送による</u>	<u>郵送による交付の種</u>	1 有 2 無									
<u>交付の希望及び郵送方法</u>	<u>郵送方法</u>	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取（特例型） ）									

(注) 1～4 [略]
5 3の欄は、いずれか該当する番号を○で囲んでください。

[略]

[略]	
備	考

様式第5号(第6条関係)

[略]

(注) 1～3 [略]

様式第6号(第6条関係)

[略]

(注) 1～3 [略]

様式第14号(第14条関係)

[略]

(注) 1～4 [略]

[略]

[略]	
備	考

様式第19号(第20条関係)

[略]

(注) 1～4 [略]

[略]

(注) 1～4 [略]
5 3及び4の欄は、いずれか該当する番号を○で囲んでください。

郵送による交付の場合、希望した郵送方法に必要な郵送料実費を負担していただきます。

6 郵送による開示請求の場合は、(注) 1の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して開示請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

[略]	
備	考
※ 郵送による開示請求の場合 本人又は法定代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時() 方法()	

様式第5号(第6条関係)

[略]

(注) 1～3 [略]

4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注) 2及び3の手続は不要です。

様式第6号(第6条関係)

[略]

(注) 1～3 [略]

4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注) 2及び3の手続は不要です。

様式第14号(第14条関係)

[略]

(注) 1～4 [略]

5 郵送による訂正請求の場合は、(注) 1の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して訂正請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

[略]	
備	考
※ 郵送による訂正請求の場合 本人又は法定代理人の訂正請求の意思を確認した日時及び方法 日時() 方法()	

様式第19号(第20条関係)

[略]

(注) 1～4 [略]

5 郵送による利用停止請求の場合は、(注) 1の書類の写しを2種類提出してください。

担当部局から電話等により請求者本人又は法定代理人に対して利用停止請求の意思確認を行います。意思確認ができない場合は、審査を開始できない可能性がありますので御了承ください。

[略]

[略]	
備	考

[略]	
備	考 ※ 郵送による利用停止請求の場合 本人又は法定代理人の利用停止請求の 意思を確認した日時及び方法 日時（ ） 方法（ ）

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第45号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																	
<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>入居者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">同居者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	[略]		入居者氏名		同居者氏名			<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>入居者及び同居者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		入居者及び同居者氏名							
[略]																		
入居者氏名																		
同居者氏名																		
[略]																		
入居者及び同居者氏名																		
<p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>現在の家賃（ 年3月分まで）</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>新家賃（ 年4月分から適用）</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	現在の家賃（ 年3月分まで）	円	新家賃（ 年4月分から適用）	[略]	<p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>新家賃（ 年4月分から適用）</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	新家賃（ 年4月分から適用）	[略]											
現在の家賃（ 年3月分まで）	円																	
新家賃（ 年4月分から適用）	[略]																	
新家賃（ 年4月分から適用）	[略]																	

別記様式第13号及び別記様式第14号を次のように改める。

様式第13号 (第11条関係)

収入申告書

		名義人番号	
申告書提出年月日	年 月 日	(自署) 氏名	㊟
自宅電話番号		携帯電話番号	

私、同居者及び別居の扶養親族の前年（1月1日から12月31日まで）の収入等を次のとおり申告します。

	氏名 生年月日	性別	続柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号				所得の種類				総収入額 総所得額	特扶	老扶	障害	特障	寡ふ	備考	
				給与	年金	事業	その他	給与	年金	事業	その他								
名義人																			
同居者																			
別居扶養者																			

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ 「氏名」欄に署名してください。
- ※ 別居の扶養親族に異動がある場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ※ 既に記入してある事項に誤り・訂正がある場合は、二重線 (=) で訂正し、正しい事項を記入してください。
- ※ 「特扶 (特定扶養親族)」、「老扶 (老人扶養親族等)」及び「寡ふ (寡婦又は寡夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- ※ 記入に当たっては、別添の「収入申告について (お知らせ)」をお読みください。

様式第14号（第10条、第11条、第25条関係）

収入認定通知書

—
年 月 日

団地 棟 号
様

宮崎県知事 印

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条第 項の規定により、あなたの収入（同居者の収入を含む。）を認定したので、同項の規定により通知します。

なお、この認定に異議がある場合は、次の意見申出期限までに申し出ることができますが、この意見申出期限を過ぎると次の③の金額が確定し、来年4月分から新家賃が適用されます。

収入額算定	所得者氏名	所得金額	諸控除	控除種類	人数	控除金額	
		所得額合計①				控除額合計②	
所得月額③ = (① - ②) ÷ 12か月 = 円 第 分位							

新家賃額	円	適用開始年月	年 月
------	---	--------	-----

年月	調定	調定項目	算定額	備考

この認定に異議がある場合のほか、異動、失職、退職などにより本人若しくは同居者の収入に変動があった場合又は別居の扶養親族に異動があった場合にも、その事実が発生した日から起算して30日以内に意見を申し出ることができます。

意見申出期限	年 月 日
--------	-------

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第11条、第25条関係)

収入認定等更正通知書

年 月 日
 団地 棟 号
 様

宮崎県知事 印

先に申出のあった収入認定 (収入超過者認定、高額所得者認定) の更正については、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第 条第 項 (宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第25条第3項) の規定により、次のとおり更正したので通知します。

1	公営住宅法による収入 (月収)	更正前	円
		更正後	円
2	収入超過者等の区分	更正前	
		更正後	
3	新家賃 (年 4 月分から適用)	更正前	円
		更正後	円

収入額算定	所得者氏名	所得金額	諸控除	控除種類	人数	控除金額		
		所得額合計①				控除額合計②		
		所得月額③ = (① - ②) ÷ 12か月 =			円	第	分位	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>様式第19号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">減免前の家賃等</td> <td style="width: 80%;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>減免する額</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>減免後の家賃等</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>減免率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	減免前の家賃等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円	減免する額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円	減免後の家賃等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円	減免率	%	<p>様式第19号 (第14条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">減免前の家賃等</td> <td style="width: 80%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免する額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>減免後の家賃等</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	減免前の家賃等	円	減免する額	円	減免後の家賃等	円
減免前の家賃等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円																														
家賃	円																																						
割増賃料	円																																						
損害賠償金	円																																						
計	円																																						
減免する額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円																														
家賃	円																																						
割増賃料	円																																						
損害賠償金	円																																						
計	円																																						
減免後の家賃等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">家賃</td><td style="width: 20%; text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>割増賃料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>損害賠償金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">円</td></tr> </table>	家賃	円	割増賃料	円	損害賠償金	円	計	円																														
家賃	円																																						
割増賃料	円																																						
損害賠償金	円																																						
計	円																																						
減免率	%																																						
減免前の家賃等	円																																						
減免する額	円																																						
減免後の家賃等	円																																						
<p>様式第32号 (第21条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住宅番号</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>同居者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同居後世帯員数</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>同居後家賃</td> <td style="text-align: right;">月額 円 (年 月分から適用)</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	住宅番号	[略]	同居者氏名		同居後世帯員数	人	同居後家賃	月額 円 (年 月分から適用)	<p>様式第32号 (第21条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住宅番号</td> <td style="width: 80%;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">同居者氏名</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	住宅番号	[略]	同居者氏名	備考																										
住宅番号	[略]																																						
同居者氏名																																							
同居後世帯員数	人																																						
同居後家賃	月額 円 (年 月分から適用)																																						
住宅番号	[略]																																						
同居者氏名	備考																																						
<p>様式第35号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 家賃月額 円 (年 月分から)</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>様式第35号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>																																						

別記様式第50号を次のように改める。

様式第50号 (第30条関係)

改良県営住宅収入報告書

		名義人番号	
報告書提出年月日	年 月 日	(自署) 氏名	㊟
自宅電話番号		携帯電話番号	

私、同居者及び別居の扶養親族の前年 (1月1日から12月31日まで) の収入等を次のとおり報告します。

	氏名 生年月日	性別	続柄	勤務先又は職業 勤務先電話番号		所得の種類				総収入額 総所得額		特扶	老扶	障害	特障	寡ふ	備考	
				給与	年金	事業	その他	給与	年金	事業	その他							
名義人						給与	年金	事業	その他									
同居者						給与	年金	事業	その他									
						給与	年金	事業	その他									
						給与	年金	事業	その他									
						給与	年金	事業	その他									
別居扶養者						給与	年金	事業	その他									
						給与	年金	事業	その他									
						給与	年金	事業	その他									

- ※ 太枠内のみ記入してください。
- ※ 「氏名」欄に署名してください。
- ※ 別居の扶養親族に異動がある場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ※ 既に記入してある事項に誤り・訂正がある場合は、二重線 (=) で訂正し、正しい事項を記入してください。
- ※ 「特扶 (特定扶養親族)」、「老扶 (老人扶養親族等)」及び「寡ふ (寡婦又は寡夫)」の該当の有無については、今年の10月1日現在の年齢が基準となります。
- ※ 記入に当たっては、別添の「収入報告について (お知らせ)」をお読みください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(申請書の用紙等に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月3日から平成24年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道269号	宮崎市田野町字長畑乙5207番1地先から同市同町字後原甲3053番4地先まで	旧	10.0～41.5	230.0
					9.0～33.0	3174.0
				13.0～113.0	2853.0	
				新	13.0～113.0	2853.0

宮崎県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月3日から平成24年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町1733番1地先から同市同町1733番1地先まで	旧	38.2～57.0	35.6
				新	44.0～81.2	35.6

宮崎県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月3日から平成24年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
338	県道	大久保木崎線	宮崎市清武町木原字七百畑6490番2地先から同市同町木原同字6490番1地先まで	旧	7.1～7.3	12.0
				新	9.9～10.2	12.0

宮崎県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月3日から平成24年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町1733番1地先から同市同町1733番1地先まで	平成24年12月3日

宮崎県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月3日から平成24年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
338	県道	大久保 木崎線	宮崎市清武 町木原字七 百畑6490番 2 地先から 同市同町木 原同字6490 番 1 地先ま で	平成24年12月 3 日

宮崎県告示第 846号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 山田・祇園ー 1

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱13号を順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西都市大字山田字下島3245
2	“ “ 字亀代1730ー乙
3	“ “ “ 1730ー乙
4	“ “ “ 1729番地先道路敷
5	“ “ “ 1728
6	“ “ “ 1681
7	“ “ “ 1682
8	“ “ “ 1683
9	“ “ “ 1679
10	“ “ “ 1676ー 1
11	“ “ “ 1685番地先道路敷
12	“ “ “ 1735ー 1
13	“ “ “ 1729

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第14号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第 3（その 1）（第 4 条関係）						別表第 3（その 1）（第 4 条関係）					
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項					
課	副知 事専 決事 項	部長 特定 専決 事項	次長 特定 専決 事項	課長特定専決事項	課長補 佐特定 専決事 項	課	副知 事専 決事 項	部長 特定 専決 事項	次長 特定 専決 事項	課長特定専決事項	課長補 佐特定 専決事 項
[略]						[略]					
建築 住宅 課		1・ 2 [略]]		1～9 [略]		建築 住宅 課		1・ 2 [略]]		1～9 [略] 10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による次の事務 (1) 第54条第 1 項（第55条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関すること。 (2) 第54条第 3 項（第55条第 2 項において準用する場合を含む。）	

[略]	む。)の規定による 通知に関すること。 (3) 第56条の規定に よる報告の徴収に関 すること。 (4) 第57条の規定に よる改善命令に関す ること。 (5) 第58条の規定に よる認定の取消しに 関すること。
[略]	[略]

附 則

この訓令は、平成24年12月4日から施行する。

公 告

保安林の平成24年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成24年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	549.55
北川土流	土砂流出防備保安林	89.49
北川干害	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,932.32
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	132.75
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	9.46
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.53
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	951.35
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	21.44
五十鈴川干害	干害防備保安林	21.79
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,986.84
耳川土流	土砂流出防備保安林	100.24
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	224.89
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.50
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,434.45
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	109.23
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.14
一ツ瀬川保健	保健保安林	2.65
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	873.10
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.44
小丸川下流干害	干害防備保安林	0.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.23
川内川上流水かん	水源かん養保安林	695.92
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	59.40
川内川上流防風	防風保安林	0.43
川内川上流干害	干害防備保安林	19.53

大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,311.38
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	156.20
大淀川本流防風	防風保安林	0.66
大淀川本流干害	干害防備保安林	13.66
大淀川本流保健	保健保安林	5.35
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,564.25
本庄川土流	土砂流出防備保安林	10.58
本庄川防風	防風保安林	0.11
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	868.26
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	57.51
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.50
広渡川水かん	水源かん養保安林	579.64
広渡川土流	土砂流出防備保安林	126.02
広渡川干害	干害防備保安林	1.28
広渡川保健	保健保安林	0.23
福島川水かん	水源かん養保安林	191.52
福島川土流	土砂流出防備保安林	2.19
福島川干害	干害防備保安林	4.08

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡ニューシティ
延岡市旭町 2 丁目 2 番地 1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成24年 6 月29日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年12月3日から平成25年1月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン延岡ショッピングセンター
延岡市旭町2丁目2番地1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
平成24年10月1日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年12月3日から平成25年1月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
延岡ニューシティ
延岡市旭町2丁目2番地1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成24年6月29日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年12月3日から平成25年1月4日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により

、上江土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	和田 一郎	えびの市大字上江1456番地

（任期：平成25年4月23日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	外屋 伸彦	えびの市大字今西 303番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大河平土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	田中 雄策	えびの市大字大河平2317番地

（任期：平成25年5月9日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	溝口 順昭	えびの市大字大河平2402番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白鳥土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川口 三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	山口 育雄	えびの市大字末永1235番地2
理事	繪柳 博憲	えびの市大字末永1104番地
理事	島木 静雄	えびの市大字末永1090番地8

理事	岩元喜一	えびの市大字末永1010番地6
監事	四元実昭	えびの市大字末永1416番地
監事	奥松良志久	えびの市大字末永1191番地

(任期：平成26年5月27日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	川口三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	山口育雄	えびの市大字末永1235番地2
理事	繪柳博憲	えびの市大字末永1104番地
理事	島木静雄	えびの市大字末永1090番地8
理事	岩元林平	えびの市大字末永1008番地4
監事	四元実昭	えびの市大字末永1416番地
監事	奥松良志久	えびの市大字末永1191番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、昌明寺土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	湯川幹二	えびの市大字昌明寺 365番地
理事	宮園良春	えびの市大字昌明寺 155番地
理事	大辻敬一郎	えびの市大字昌明寺 613番地7
理事	松下信晴	えびの市大字昌明寺 318番地
理事	前田正敏	えびの市大字昌明寺 291番地3
監事	木村政一	えびの市大字昌明寺 381番地7
監事	吉村幸雄	えびの市大字昌明寺 678番地

(任期：平成28年4月23日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	湯川幹二	えびの市大字昌明寺 365番地
理事	宮園良春	えびの市大字昌明寺 155番地
理事	町田一潔	えびの市大字水流 651番地7
理事	大辻敬一郎	えびの市大字昌明寺 613番地7
理事	松下信晴	えびの市大字昌明寺 318番地
監事	木村政一	えびの市大字昌明寺 381番地7
監事	吉村幸雄	えびの市大字昌明寺 678番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良事業共同施行委員長名	工事が完了した事業			
	地区名	市町村名	事業名	完了年月日
川越九州男	柿木原	宮崎市	元気な地域づくり交付金事業	平成22年2月23日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年12月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 作業地域
都城市
- 作業期間
平成24年11月19日から平成25年3月31日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成

24年11月5日現在次のとおりである。
 平成24年12月3日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,604人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 221,696人

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年11月5日現在次のとおりである。

平成24年12月3日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 東諸県郡選挙区 7,864人

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年11月10日現在次のとおりである。

平成24年12月3日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,607人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 221,717人

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成24年11月10日現在次のとおりである。

平成24年12月3日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康
 都城市選挙区 46,063人

正 誤

平成24年4月5日付け県公報（第2376号）中

2	左	35	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。
2	左	43	農林水産省告示第899号号外	農林水産省告示第899号
2	左	44	農林水産省告示第96号号外	農林水産省告示第96号
2	左	45	農林水産省告示第502号号外	農林水産省告示第502号
2	左	46	農林水産省第31号号外	農林水産省告示第31号
2	右	53	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。
3	左	33	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。

ページ	段	行	誤	正
2	左	2	農林水産省告示第283号	農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。